

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田2-8-11
評価実施期間	2021年 6月 11日 ~ 2022年 2月 2日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	えがおの森保育園・にしふなばし エガオノモリホイクエン・ニシフナバシ		
所 在 地	〒 273-0033 千葉県船橋市本郷町430		
交 通 手 段	JR・東京メトロ「西船橋」駅より徒歩7分		
電 話	047-332-0581	F A X	047-332-0582
ホームページ	<a href="https://www.senshukai-childcare.jp/hoikuen/facilities/nishifunabashi.html">https://www.senshukai-childcare.jp/hoikuen/facilities/nishifunabashi.html</a>		
経 営 法 人	株式会社千趣会チャイルドケア		
開設年月日	2016年 4月 1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県船橋市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	15	15	18	19	19	92		
敷地面積	499㎡			保育面積		474.72㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	<p>(1) 健康診断 年2回、嘱託医が健診。健診の結果については、健康診断票及び健康カードに記載し、保護者に伝達。</p> <p>(2) 歯科検診 年1回、嘱託歯科医の歯科健診を実施。結果については健診結果のお知らせにて状況説明をしている。</p> <p>(3) 身体測定 毎月身長・体重の測定を行う。結果については、身体測定表及び健康カードに記載し、保護者に伝達。</p>								

食事	<p>食事の提供方法は自園厨房にて（株）ミールケア（給食提供専門業者）が行う。</p> <p>提供を行う日：  ・月～土：午前おやつ、昼食、午後おやつを提供。（午前おやつは2歳児まで）</p> <p>アレルギー等への対応：  ・食物アレルギーは、献立作成の際、保護者との面談の機会を設け、個別の対応を行う。</p> <p>基本的には、アレルギーの除去対応とする。  アレルギー児においては、医師の指示書を持って行う。  2歳児までは年2回、3歳以上は年1回指示書の提出を依頼している。</p>
利用時間	午前7時30分～午後7時30分
休日	日曜日・国民の祝日・年末年始
地域との交流	消防署の見学、小学校との連携、お芋ほりや敬老の日などに、地域の子育て家庭や連携園の園児を招いて実施している。
保護者会活動	保護者会：年に1～2回開催。保育所からは行事やできごと、運営委員会の内容等に関してお知らせする。また、保護者からの御意見をいただく場として開催する。

### (3) 職員（スタッフ）体制

職員	常勤職員	非常勤、その他	合計	備考
		14	5	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	19	0	1	ミールケア委託
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	0	ミールケア委託

### (4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市の定めによる	
申請窓口開設時間	船橋市の定めによる	
申請時注意事項	船橋市の定めによる	
サービス決定までの時間	船橋市の定めによる	
入所相談	船橋市の定めによる	
利用料金	船橋市の定めによる	
食事料金	1か月4,500円（3歳～5歳児クラス児対象）	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>■法人理念■ 子育て支援を通して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもと子育てにかかわるすべての人を笑顔にする</li> <li>2 地域社会に貢献する</li> <li>3 未来を担う子どもたちの育成に貢献する</li> </ol> <p>■保育理念■ 子どもたち一人一人の可能性を探求し、これからの“生きる力”を育みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全・安心な保育。 日々の安全管理を徹底的に行い、安全な食材による給食を提供します。子どもと保護者が安心できる、健やかな環境をつくりまします。</li> <li>2 豊かな感性を引き出す保育。 子ども一人ひとりの興味・関心を引き出し、感動できる心を育みます。日本の伝統文化、季節のうつろい、地域の自然や行事を大切にします。</li> <li>3 健康な心と身体を養う保育。 よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ事で健康な体づくりを促進します。礼儀を重んじ、集団生活での規律や約束を通じて、自ら考え行動する力を育てます。</li> <li>4 家庭との連携を密にした保育。 子どもの「成長の喜び」と、家庭での「育児の悩みや不安」を共有します。子どもが「愛されている」と実感できる、子どもと保護者の絆づくりをサポートします。</li> </ol>
<p>特 徴</p>	<p>都心へのアクセスが良く、都内通勤に便利な立地です。2階建ての保育園専用の建物で、近くには大きな公園や園児たちの好きな消防署があります。園庭はありませんが、1階のテラスには乳児用のお砂場や花壇があり、3歳以上児クラスでは水遊びやプール活動を行っています。またテラスではプランターで野菜の栽培などを行ったり、地域の畑を借りてお芋ほりをするなど、食育活動にも力を入れています。</p> <p>保育内容としては、幼児は異年齢保育を取り入れています。同じ年の子どもだけでなく、いろいろな年齢、いろいろな人と関わることで、より一層「人とかかわる力」は育まれるものと考えます。</p> <p>保育理念を基本として、子ども達が居心地良く、愛情いっぱい大切にされていると感じる事で、自信を持ち、自己肯定感を育み、様々なことに意欲を持って挑戦することを目標に、下記の保育内容を行っています。</p> <p>◆主体性を育てる保育『自分で考え、自分で決められる子を育てる』</p> <p>◆保育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 心身ともに健やかな子ども よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ事で、生涯にかけての身体の基礎をつくる。食べる喜びを味わうこと、素直に感謝できること、礼儀を理解し、元気にあいさつをすることも</li> <li>2. 感性豊かで感動できる子ども 探究心旺盛であること、自ら遊ぶこと、自然を楽しむこと、何よりそういった体験の中で、感動できる心をもつ子ども</li> <li>3. 忍耐力と集中力のある子ども 身体の発達過程や友だちとの集団生活の中で、思い通りにいかないことやひとつのことへの達成感を味わい、忍耐力のある子ども</li> </ol> <p>※上記の保育目標にある子どもの姿を育てるために ○未満児クラスでの『担当制保育』、3歳以上児クラスでの『異年齢保育』、子どもの主体性を育てるための『自由保育』を行っています。 ○食事や午睡など日常の流れを同じにすることで園児が安心して過ごせるような『見通しを立てた保育』を行い、保育士は常に園児が今何を学んでいるのかを観察し見守り、必要なタイミングでアドバイスを『見守る保育』を行っています。 そのために大切にしていることは「一人ひとりの心に寄り添った、丁寧でさめ細やかな保育」です。お子様の成長を何よりも楽しみにされている保護者の方と共に喜び、安全で安心してお預け頂く事はもちろん、“第二のおうち”のような環境づくりを心掛けています。</p>

<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>●安全安心        保育理念にも掲げているように、まずはお子様の安全を第一に考えています。保育園の出入口はオートロックの電気錠かつ暗証番号式の鍵で施錠し、定期的に暗証番号を変更しております。施設内においても子どもが手を挟まないようなドアの設計や、鍵やコンセントなどは1.5mの高さに設置するなど、安全面に配慮しております。</p> <p>●第二のおうち        保育園は家庭の延長というコンセプトを基に設計・デザインをしています。落ち着いた環境の中で安心して生活できることを保障するため、家具や壁紙などの色合い、照明の明るさにこだわり、木や布などできる限り自然素材を使用して落ち着ける空間を心がけています。</p> <p>●食育：野菜作り、クッキング体験        乳幼児期に食べる喜びを味わうことは生涯にかけての健康な心と身体を養う基礎となります。テラスで夏野菜の栽培、地域の畑でお芋ほりやクッキングなどの食育活動を通じて、食材への興味や食べる楽しさや意欲を培っています。3歳以上児のクラスの前がガラス張りの給食室なので、日ごろから調理風景に親しみを持っています。</p> <p>●行事        夏場は敷地内で水遊びをしたり夏祭りを実施しています。保護者に参加をお願いする行事は平日をなるべく避け土曜日にするなど参加しやすい日を選定しています。また運動会は近隣の小学校の体育館や校庭をお借りしてすべて感染対策を行いながら実施しております。</p> <p>●SDGs        企業理念に則りSDGsの目標達成に向けて取り組んでおり、にしふなばし園としては、「つくる責任 つかう責任」に関して廃材制作を通して物の大切さを学んだり、挑戦する意欲につなげていくなど、保育につなげています。また「飢餓をゼロに」に関しては地域の方との食育活動を通して、育てることや調理することの大変さや食のありがたさを学ぶ活動を職員、子ども達と共に行っています。</p> <p>●異年齢保育（3～5歳児の縦割り保育）        3～5歳児は異年齢合同で3つのグループに分かれ、兄弟のように生活をしています。年長児が年下の子のお世話をしたり、関わって遊んだりする中で思いやりの心を育んだり、年下の子が年長児に憧れを持ち、見習ったり、真似をしたりしています。また年下の子が年上になった時に自分が親切にされた事等を学習します。人との関わり方など相手の立場になって考える経験ができるように促しています。</p>
-------------------------	---

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

### ○さまざまな表現活動を計画的に取り入れ生活や遊びを豊かに展開し、保育理念の実現につなげています

子どもたちは、さまざまな遊びや生活を通して、人とかかわる力をはぐくんでいます。園の特徴である、一人ひとりの発達を尊重しながら、感性の育ちと社会性の基盤を作る0～2歳児は担当制での保育を行い、3～5歳児は異年齢の3クラスに分けています。異年齢保育、自由保育などのほか、見通しを立てた保育や見守る保育などを自己肯定感がはぐくまれるよう援助しながら実践し、生活や遊びを豊かに展開しています。このような体験の中で、片付けや順番を守るなど社会的ルールを身につけ、いたわりや思いやりの心をはぐくみ、「人とかかわる力」を養い、子どもたち同士で問題解決ができるよう援助しています。年齢に応じて手作り遊具や製作のための廃材や素材、教材などが使用できる環境が用意されています。異年齢の子どもたち同士で主体的に製作のテーマを選んで装飾に取り組むなど、随所でうかがうことができました。また、保育園を「第二の家庭」と捉え、日常の保育のなかで人間関係や「生きる力」の育成に生かされています。

### ○職員の資質向上を旨とし取り組み、保護者との信頼関係を深めています

園長は保育の質の向上に取り組んでいます。マニュアル類を網羅的に整備し、職員や保護者からの意見や提案、子どもの様子を反映し定期的に見直しを行い、園の目指す保育に取り組んでいます。職員は年3回、非常勤の職員は年2回の園長との面談を行っています。園長は育成計画に基づいて、課題を明確にして面談で示した課題の改善や保育の向上に向けて、職員が自ら考え保育力の向上に支援しています。数年前から法人としての保育手順書「えがおの源」冊子の作成に当園の園長を含め取り組み、全職員に貸与し職員の標準的な保育力の確立につなげています。冊子は基本的な生活習慣を中心に3歳未満児と3歳以上児別に、心得や手引きに分け写真などでわかりやすく解説し充実しています。また、保護者には、コロナ禍により各クラス1週間に1回、日々の連絡帳やクラス活動の周知のほか、「ドキュメンテーション」を発行し、えがおの森だより（園便り）やぱくぱくだより（給食便り）、ほけんだよりなどのお便りを含め、積極的な保育内容の周知により、信頼関係を深めています。

### ○継続的に取り組んできた環境問題への対応をSDGsとして保育に取り入れました

当園では以前から環境問題への取り組みとして、水や紙といった資源を大切にしたり、園の周りや散歩先で掃除をしたりといった活動をしてきました。そして継続的に行ってきた環境問題への取り組みを現在は、SDGs（持続可能な開発目標）と照らして、重点施策として計画に盛り込み、保育の中に取り入れました。年齢に応じて絵本などで説明をしたり、わかりやすく園での取り組みを掲示するなど工夫が見られます。子どもたちはSDGsの取り組みから資源や物に対してのリサイクルに興味を持ち、自らが想像し形にできるように、3～5歳児では廃材を使った製作に取り組んでいます。職員はSDGsの17項目と照らして園の活動としてできることを協議し、廃材を活用した製作を行ったり、「もったいない」ということを子どもたちと考え、日々の生活の中でできることを探したりしています。こうした活動の様子は保護者に発信していくことで、保護者も巻き込んでSDGsへの取り組みとなり、充実した活動につながっています。

さらに取り組みが望まれるところ

●事業計画と重点施策、保育の計画の内容を確認し、その位置づけなどを整理されてはいかがでしょうか

年度ごとの事業計画が立てられ、また年度の終わりにはその内容に沿って事業報告が作成されています。これとは別に本部より重点課題が示され、それに対して園での具体的な取り組みが重点施策として設定されています。しかし、事業計画には重点課題とそのための方針が反映されておらず、また、事業報告についてもしっかりと振り返りが望まれます。保育に関しては全体的な計画や年間指導計画にこまやかに記載されていますので、それを踏まえて事業計画と重点施策の内容を確認し、その位置づけなどを整理されてはいかがでしょうか。

●事務業務や保護者への保育の伝達方法などの効率化・省力化を検討されてはいかがでしょうか

園長は、子ども一人ひとりを尊重した保育の実現のため、職員の資質向上や保護者との信頼関係の構築に力を入れています。日々園内を巡回しながら保育の課題把握に努めるとともに、職員の工夫や保育の取り組みを拾い上げ、それをていねいに伝えることで職員の意欲向上につなげています。また、本部と連携しながら園の運営と事務管理を担っています。現在は出退勤、登降園管理、集金業務などの事務作業を園長が手作業で行っていますが、その業務は大きな負担となっています。業務支援システム(保育・事務業務支援システム)を導入するなど、業務の効率化・省力化を検討してはいかがでしょうか。また、コロナ禍により保護者の園内への立ち入りや接触を控えることも増えている中、毎日の保育の様子や活動内容の伝達方法についても検討されることを期待しています。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

昨年度より新型コロナウイルスの影響を受け、日常の保育、行事などさまざまな制限のなかで子どもの成長や喜び、学びにつながることを職員と模索しながら進めてまいりました。

更なる保育の向上のために、今回の第三者評価で頂いたアドバイスをもとに、お子様が園で過ごしている状況や園の思いなどを保護者の皆様に理解して頂けるように工夫をして参ります。

事業計画の見直しに関しては、施設長会で運用している重点施策と連動した内容に見直しをし、昨年度より取り組んでいるSDGsについても内容に盛り込み、PDCAを職員間で共有し、次年度に活かすことができるようにいたします。また、事務業務や保育の伝達方法の効率化や省力化につきましても、法人の方針のもと、次年度以降検討して参ります。

保護者参加行事も制限がある中で、今年度より「ドキュメンテーション」を導入しました。クラスごとに、週1回の掲示とはなりますが、保育の様子を可視化し、保護者の方からも評価を得られています。

こういった地道な取り組みも大切にし、保護者の皆様とのコミュニケーションが深まり、信頼関係を築いていく事が出来ますよう、これからも精進して参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
		計				136	0

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念として「1.安全安心な保育。2.豊かな感性を引き出す保育。3.健康な心と体を養う保育。4.家庭との連携を密にした保育。」の4項目、保育目標として「1, 心身ともに健やかな子ども。2, 感性豊かで感動できる子ども。3, 忍耐力と集中力のある子ども。」の3つが明文化されています。職員マニュアルには理念方針に加え、保育の目的や原理、児童憲章などが明記されています。園の特徴である異年齢での保育体制や環境設定、保育内容はこれらの考え方に基づいて構成されています。パンフレットには、それぞれの項目について具体的にどのようなことに配慮し、力を入れているかがわかるよう詳しく説明があります。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念と保育目標は、玄関や事務所、各保育室に掲示されています。またスタッフ心得・自己評価のマニュアルに記載され、常に意識できるように取り組んでいます。新たに入職する職員には、法人の考えについての理解を深めるための入職者研修があります。入職後も入園のしおりやマニュアルを使ってこの内容についての理解が深まるよう見直したり、職員間で話し合ったりする機会をもっています。定期的に行われる自己評価では、これらの理解に加え、その実現に向けた保育の取り組みについて振り返りをしています。今年度は新たに「えがおの源」として園の考えに基づいた保育の進め方を冊子にまとめました。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念・保育目標は園のパンフレットや重要事項説明書、入園のしおりに明記されています。入園を検討している方の見学では、園内施設を案内する中で子ども達の遊びの様子や環境設定、保育者の関わりについて説明し、同時にその基となる園の考えについて説明しています。入園説明会や保護者会にも資料を見ながらこのことについて説明する機会があります。入園に際しては重要事項説明書の内容を個別に説明することで、その内容の理解を促しています。入園のしおりは全ての漢字にルビをふったものを用意し、外国籍の方などにも理解できるようにいねいな説明に努めています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年度ごとの事業計画が立てられ、また年度の終わりにはその内容に沿って事業報告が作成されています。これとは別に本部より重点課題が示され、それに対して園での具体的な取り組みが重点施策として設定されています。事業計画の内容は保育内容から健康や安全の管理、保護者、地域との事業、保育体制が明記され、園の活動全般を網羅するものとなっています。しかし、その策定においては園の課題や重点課題、重点施策が反映されておらず、また、事業報告についてもしっかりと振り返りが望まれます。保育に関しては全体的な計画や年間保育指導計画にこまやかに記載されていますので、事業計画の内容とその位置づけを整理されてはいかがでしょうか。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は園の状況を反映して園長が作成し、職員会議等で職員に伝えています。重要課題については法人の方針を反映した内容が示され、その実現に向けて園ごとの重点施策3点とその取り組みを明確にして取り組んでいます。その進捗状況は施設長会議や職員会議を通して本部や全ての職員と共有し、年度途中での定期的な振り返りを行うことで確実な実行に努めています。今年度は継続的に行ってきた環境問題への取り組みをSDGs(持続可能な開発目標)と照らして、重点施策として計画に盛り込みました。SDGsについて子どもたちと考える機会を持ち、さらに保護者への発信も交えて取り組んでいます。</p>		



6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は職員との年3回の個別面談を通して職員の状況を把握し、課題への取り組みや期待することを伝えています。課題についての助言をするときにもその人の保育全体を見た上で長所とともに伝えることで意欲的に改善していけるような言葉かけをしています。また、園長は園内を巡回しながら保育の課題把握に努めるとともに、職員の工夫や保育の取り組みを拾い上げ、それをいねいに伝えることで職員の意欲向上につなげています。職員が園内外の研修にも積極的に参加することで、新たな知識や技術を習得し、より保育の楽しさややりがいを感じられるよう支援しています。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員マニュアルには保育所の役割と使命が示され、そこでの保育士の責務や守るべき倫理が明文化されています。新たに入職する職員には入職者研修の中でしっかりとこの内容を伝えるとともに、入職後もマニュアルにあるこうした内容を定期的に取り組みを定期的に見直し、個人情報やプライバシーの保護、保育園職員として守るべきこと、配慮すべき事項として繰り返し事例を持って伝えられています。今年度新たに作成した「えがおの源」には、着脱、授乳、食事、睡眠、排泄などの項目に分けて、子どもたちの「自立」につなげていくための保育士の援助や具体的なかかわり方を冊子としてまとめました。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の採用は園ごとで行い、園長が同席し、園の特徴や方針など細かく説明し、入社してもギャップがないように工夫しています。役職ごとの役割は、職務分担表により明確にしています。職員は年度末に「人事考課シート」の書式に従って自己評価を行い、園長からのコメントとあわせて評価を行っています。園長は、定期的に個人面談を行い、そこで示した課題の改善や保育の向上に向けて職員に声をかけ、評価を能力向上に結びつけています。面談で話した内容は育成計画シートに記入していくことで課題の達成度を確認しながら、継続的に職員の成長を支援しています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>有給休暇や残業はタイムカードや勤怠表を使用し、その適切な取得状況の把握に努めています。子どもの出席状況と職員体制をこまやかに管理することで事務時間を確保し、残業の軽減にも取り組んでいます。福利厚生として親会社の通信販売を有利に利用できる社員優待制度があります。出産に際しては、産休・育児休暇の取得についていねいに説明し、また、結婚・出産祝い金、結婚休暇の取得制度を設けることで、子育てしながら働き続けられる職場作りを力を入れています。現在は職員の出退勤や子どもの登降園、時間外の計算や集金業務などが手作業で行われており、その事務負担は大きいようです。そうした作業を見直し、ICT(保育・事務業務支援システム)を導入するなど業務の効率化・省力化を検討してはいかがでしょうか。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園は求める職員の姿をキャリアパスとして提示し、段階を踏みながら計画的な育成に取り組んでいます。そこには園長や主任保育士、リーダー保育士として求められる職務内容や知識、経験年数や必要な研修が明記されています。必要な知識と技術を計画的に習得していけるよう、また、職員体制に無理がかからないよう研修計画を作成し、園内研修や法人主催の研修、外部での研修に積極的に参加しています。職員の育成指針に基づき、自己評価と園長との面談を通してその成果を定期的に確認することで着実な人材育成につなげていく仕組みがあります。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は入職時の研修で、児童福祉法や児童憲章など子どもの権利擁護について学ぶ機会があります。一人ひとりを大切にする保育を旨とし、職員会議やクラスごとの会議、研修といった機会に、子ども主体での生活や遊び、保育の進め方、子どもの権利と適切な対応について話し合い、保育を見直す機会を持っています。毎年度の初めに「人権擁護のためのセルフチェック」を全職員が行うことで、保育の進め方や自らの言動の振り返りを行っています。児童虐待として現在対応しているケースはありませんが、児童虐待マニュアルに基づいて園内研修を行っています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページや入園のしおりに個人情報の取り扱いについての方針を明示しています。ここには個人情報の利用目的や記録開示についての項目、また写真などの撮影画像の取り扱いに関しても明記されています。入園説明会ではこのことについて説明し、さらに同意書に署名をもらうことで内容の周知と保護者の承諾を確認しています。職員はもちろん、実習生やボランティアにもその内容を説明し、誓約書への署名をもって徹底を図っています。個人情報に関する書類は、鍵のかかる書庫に保管し、基本的には事務所外への持ち出しを禁止しています。カメラや画像データの持ち出しも禁止とし、個人情報やプライバシーに関する情報などが漏洩することがないよう管理の徹底を図っています。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者参加の行事の際にはアンケートを取り、意見や感想を聞くとともに、保護者の満足度を測っています。集計したアンケートの内容は保護者にフィードバックし、そこで出た意見は職員で協議した上でできることは速やかに改善しています。送迎時の対話を大切に、そこでの小さな意見でも改善が必要なことは迅速に対応しています。年に2回、保護者との個人面談を行い、園の保育や子どもの成長について伝えるとともに、利用者の要求を直接聞く機会としています。玄関にはご意見箱を設置しています。また、運営委員会でのご意見から、外に手洗い用の石けんと水道を設置する、掲示ボードの見やすさを改善するなどの取り組みがありました。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情対応の仕組みについて玄関に掲示され、入園のしおりに苦情解決にかかる受付担当者、解決責任者、第三者委員の名前が明記されています。重要事項説明書にもこのことについての記述があり、入園に当たっては丁寧に説明しています。利用者からいただいた意見や苦情に関しては苦情対応のマニュアルに沿って、園長を中心に速やかに対応を協議しています。いただいた意見や苦情は「苦情ご意見報告書」を作成し、その内容や対応について全職員で共有することで、園全体で対応できる体制を作り、また改善と再発防止につなげています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は「自己評価チェックシート」を活用し、規定の108項目により自身の保育を振り返り、改善につなげる仕組みがあります。また定期的に園長との面談により、課題を明確にし、それについての評価と助言、指導の機会があります。園の運営とその内容全般に関しては「自己点検・自己評価」を作成し、65項目について4段階の評価を行い、保育の質向上に向けて評価と改善に取り組んでいます。第三者評価を定期的を受審することで保育の改善につなげています。3年前の結果は誰でも見られるように玄関にファイルを置き、また、ホームページで閲覧できることを利用者に通知しました。今回の評価における改善点はすぐに検討し、同様に公表する予定です。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の入社時には、業務の基本や手順についてのマニュアルを配付し、保育の標準的実施方法など明確になっています。マニュアルは、保育園の役割、保育士の心得・自己評価、保育内容等、危機管理など、多岐にわたって整備されています。保育内容などのマニュアルには、職員の1日の仕事の流れや時間外保育時間の役割分担が記載され、感染症・衛生管理マニュアルには、玩具の消毒や日々の清掃について記載されています。さらに、嘔吐処理の手順などを各部屋に掲示し、下痢の処理についても明記し徹底しています。また、日々業務にあたる中で、疑問や不都合が生じたときには、園長に確認したり、会議などで手順の見直しを図り、職員の参画のもと共通理解に努めています。さらに、法人主催で当園の園長を含め「えがおの源」(3歳未満児と3歳以上児に分けて、基本的な生活習慣など)を作成し、全職員へ貸与により新任保育士はもとより、経験者も確認し統一した手順が行えるよう、振り返りや標準的な実施方法の充実につなげています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>コロナ禍でも、保育園利用に関する問い合わせや見学希望者については、人数を制限しながら、できるだけ希望の日程や目的に応じ柔軟に実施しています。感染対策(検温、体調確認)を行い、1日4、5組を受け入れ来園者名簿の記載をお願いしています。園のパンフレットを配付し、園長、主任保育士が保育目標や園の特徴、保育活動など、わかりやすく説明しながら案内しています。年齢に応じた玩具やコーナー遊びなどの環境を見てもらい、保育園について理解をしてもらえるように説明しています。その際、利用者のニーズを把握し、入園に関しての質問など親身になって対応し、安心感につなげています。市の保育認定課にも当園のパンフレットを設置し、ホームページや市のホームページ、市内公立保育施設案内図などでもわかりやすく紹介しています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会では、園長が「入園のしおり」や「重要事項説明書」に基づき、保育内容について、保育理念、保育目標及び基本的ルールなどを、ていねいに説明しています。また、入園にあたって、保育料や延長保育について、保育内容について、園の考え、個人情報の取り扱いに関する同意書などのほか、年間行事予定、家庭との連携などについても説明されており、入園の際に必要な内容はイラストなどで工夫し、わかりやすく掲載されています。「一人ひとりの心に寄り添った、丁寧できめ細やかな保育」を大切に、保護者と共に喜び、安全で安心して、園全体を一つの家庭と捉え、「第二の家庭」のような環境づくりに努めています。入園説明会での内容に保護者が納得したうえで、「個人情報使用ならびに撮影画像に関する承諾書」や「重要事項説明についての同意書」などを提出してもらい、面談表には保護者の意向を記載する項目を設け、入園説明会や面談で得た子どもと保護者の情報は、職種間で共有し保育に反映させています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」は、全職員が参画し地域性を考慮し理解を得ています。また、年度末に内容の見直しを行い共有に努めています。保育の内容は、年齢別と8つの発達過程「おおむね6ヵ月～1歳3ヵ月未満」から「おおむね6歳まで」の年齢で区分し、保育理念、保育目標、保育方針、基本的社会的責任、子どもの保育目標(年齢別)、養護、教育、食育、保護者・地域への支援、長時間保育、研修計画、特色ある保育に対してのねらいが組み込まれています。全体的な計画を基に、年間保育指導計画、月間指導計画、年間保健計画、食育年間計画、年間行事計画など充実した内容で作成されています。疑問や課題については、職員会議などでクラスの様子を話し合い意見交換し立案しています。法人で統一された各記録様式については、職員の意見を反映し法人の施設長会議などで必要に応じて見直しをしています。さらに園独自で「職員伝達ノート」を作成し、共有化を図られています。</p>		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>指導計画は全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画、週案を立案しています。これらの指導計画や実践の振り返りは、クラス会議で検討し園長が確認しています。月1回の職員会議では指導計画の内容を共有し、次月に生かせるように努めています。また園の特徴である、一人ひとりの発達を尊重しながら、0～2歳児は担当制での保育を行い、3～5歳児は異年齢保育、自由保育などのほか、見通しを立てた保育や見守る保育などを実践し、生活や遊びが豊かに展開されるよう努めています。季節の変化を考慮し、戸外活動や野菜の栽培、発達に応じて調理体験を計画的に行っています。季節に応じた行事は、絵本や歌、手遊びを通して意味を伝えたり、自然や環境に触れることができるよう実践し、自己評価で振り返り改善に努めています。「えがおの森だより」(園だより)に各クラスの毎月の保育目標を記載し、行事予定や「ドキュメンテーション」で、各クラスの活動の様子など保護者との共有が図られています。個別計画は3歳児未満と配慮の必要な子に関して計画し、会議などで全職員が周知し対応できるようにしています。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの成長に合わせて、手作り遊具や製作のための廃材や素材、教材などが使用できる環境が用意されています。季節により絵本コーナーや机上での遊具の入れ替えを行い、異年齢の子ども同士で主体的に製作を選んで装飾に取り組むなど充実しています。また、散歩などで異年齢の子どもがかかわり、子どもが主体となって遊びを展開できるよう配慮しています。子ども一人ひとりの発達や成長、興味のある遊びなど配慮し、自己肯定感を持てるようにかかわっています。特に、子どもの発達や興味を捉えながら、乳児用の砂場を設置したり、室内階段の利用やテラスでの巧技台遊び、コーナー遊びなど子どもが自主的に遊びたくなる環境など工夫がうかがえました。園の特徴である、一人ひとりの発達を尊重しながら、0～2歳児は担当制での保育を行い、3～5歳児は異年齢保育、自由保育などのほか、見通しを立てた保育や見守る保育などを実践し、生活や遊びが豊かに展開され、「第二の家庭」のような環境構成に努めています。さらに、子どもがSDGs(持続可能な開発目標)の取り組みから資源や物に対するリサイクルに興味を持ち、自らが想像し、形にできるように3～5歳児では廃材を使った製作に取り組んでいます。今年度は継続的に行ってきた環境問題への取り組みをSDGsと照らして、重点施策として計画に盛り込み、子どもたちと考える機会を持ち、保護者への発信も交えて取り組んでいます。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園の玄関には、公園の特徴などを記載した散歩マップを掲示し、積極的に戸外活動を取り入れています。年間行事計画に基づき、日本や世界の文化、季節を全身で感じられるよう取り組んでいます。また、3～5歳児は異年齢保育を行い、コロナ禍以前は、お弁当を持ち電車で遠足に出かけ、3歳児は近隣の公園にピクニックなどを実施していました。3歳児以上を中心に野菜の苗から育てたり、テラスや敷地内で野菜などの栽培を行い、また、地域の農家の方に畑を借りていっしょにさつま芋の苗植えから体験し生育していく過程で、さつま芋のつるでリースを作るなど、自然に目を向け動植物に触れる機会を設けています。地域の子育て家庭には、園での人形劇などに参加を呼びかけ、地域の方を園の行事に招待するなど、園長は積極的に地域社会とのかかわりの拡大を検討しています。また、消防署の見学や卒園児のお別れ遠足など、社会体験が得られる良い機会になっています。これらの子どもたちの様子は、えがおの森だより(園だより)や写真の掲示などで保護者に知らせ、共有化に努めています。</p>		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの思いをくみ取りながら、保育園を「第二の家庭」のように捉え援助しています。3～5歳児は異年齢保育を行い、年上の子どもは年下の子どもへのかかわりの中で、人とかかわりについて、遊びや生活を通して人間関係が育つよう援助しています。朝や夕方の延長保育で異年齢交流があるほか、5歳児が年下の子どもたちといっしょに行くお散歩や、給食当番、また、夏祭りや小学校校庭での運動会など、行事を通して異年齢同士でかかわる機会を設けています。職員は子どもへの言葉かけについて理解しやすいよう、年齢や発達に応じて仲立ちや見守りを行い、適切な言葉かけに努めいたりや思いやりの心をはぐくんでいます。そのほか園では、年齢に応じて給食の手伝いや野菜や花の水やりなど、さまざまな当番活動や年下の子どものお世話を通じて、責任感や達成感を味わえる取組みを行い、日常の保育のなかで一人ひとりが何を学んでいるかを把握し、人間関係の育成に配慮しています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>配慮を要する子どもについては、保護者とのコミュニケーションを大切にきめこまやかな保育に努めています。状況に応じて職員を配置し、1対1の対応など保育体制を整え支援に努めています。必要に応じて巡回指導を受けて相談し、指導員のアドバイスをもとに具体的な助言を得て配慮しています。個別指導計画の内容について、定期的に話し合う機会を設け、全職員で同様の支援ができるように共有し、その子にあった援助に努めています。職員は障がい児研修に参加して知識を深めるとともに、研修報告書を作成し、職員会議で報告をして共有し、共通理解を図っています。また、市のこども発達相談センターの案内やパンフレットなどで情報提供に努めています。保護者との連携を密にし、様子を伝えたり、面談を行っています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■ 担当職員の研修が行われている。</li> <li>■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおりに、「延長保育や時間外保育について」で詳細に記載し保護者に周知しています。職員同士の引き継ぎについては、「登降園チェック表」を活用して申し送りなどを把握し、クラスの登降園ボードへの記入や口頭での確認を記録し、全職員に周知する体制を整えています。また、職員会議を通じて、全職員が子どもの状況や家庭への配慮、保護者対応を共有し、個々にあった対応ができるようにしています。なお、その日の職員体制は、園長が園全体を把握し、適切な職員配置の確保と利用人数によって合同保育時間を決め、年齢や個々の状況により部屋をパーテーションで分けたり、延長保育用の玩具を整備したりして工夫し、ゆったりと過ごせるように配慮しています。また、「長時間保育日誌」に記録し職種間の共有化が図られています。パート職員にもパート会議を通して、子どもたちが安心してくつろげるよう家庭的な環境を工夫し、適切な環境の整備の共有に努めています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■ 就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者会や個人面談などでは、保育園での子どもの様子を伝え、保護者の意向を把握し、十分に連携を図るよう努めています。個人面談は担任と話し合い、必要に応じて園長もいっしょに相談に応じる体制を整え対応しています。コロナ禍以前は、5歳児が小学校生活について一年生に案内してもらい、また、保育園、幼稚園、小学校との会議を開催し情報交換をしていました。現在は、担任が小学校の教師と連携し、避難訓練時などに小学校の場所を確認するなど、円滑な小学校への移行に努めています。園長は、地域の関係機関との連携を積極的に働きかけ、交流の拡大に努めています。保護者には、えがおの森だより(園だより)や、コロナ禍により、各クラス週に1回「ドキュメンテーション」を製作し、子どもたちの活動の様子を写真や説明文などを掲載して保護者の安心感につなげています。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの心身など健康状態の把握と健康増進について、「年間保健計画」を作成し努めています。計画は、年間目標に対し四期に分けて、目標、活動内容、留意点、保護者への保健指導、環境整備、組織活動を計画し、評価・反省を記録し次期に生かしています。保健計画に基づき、業務日誌には日々の疾病やけがの状況を記録し、保健記録にも記載しています。日々の子どもの変化については、年齢別の「登降園チェック表」に記録し、職種間で共有できるようになっています。また、嘱託医との連携を密にして、定期健康診断を年に2回、歯科健診を年1回実施し、疾病などの把握を行い、毎月身長・体重の測定を行い、結果については身体測定表及び健康カードに記載して保護者へ伝えるなど、日々連携を図っています。また、法人からの「ほけんだより」などを毎月保護者に配付し、健康に関する情報を提供しています。食後の歯磨きは4歳児からはじめ、市の歯みがき指導を受け、うがい 手洗いなどが年齢に応じて身につくよう絵や写真などを使って指導をしています。虐待防止については、「虐待」マニュアルを作成し、市の関係機関と連携して子どもの心身の状態を観察するなど、園長に報告して適切な対応に努めています。また、フローチャートを事務室に掲示し、全職員に対応の流れを周知しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>登園時には、市と連携しコロナ対応や「新型コロナウイルス感染症に伴う健康観察のお願い」の用紙により、子どもの健康管理に努めています。職員は、子ども一人ひとりに対し健康観察をていねいに行い、保護者とは連絡帳や登降園チェック表、口頭で家庭での健康状態を把握し、園全体で共有しています。「感染症・衛生管理」や「園での与薬について」は、入園のしおりに詳細に明記し、原則として薬は預かっていませんが、保護者からの「与薬依頼書」により慎重に対応しています。感染症の発生予防に努め、手洗い、うがいの徹底や、トイレにはペーパータオルを設置するなど細心の注意を払っています。感染症が発生した場合は、「感染症・衛生管理」マニュアルを整備し、拡大防止のため嘱託医に連絡するとともに、玄関の掲示板などで周知しています。「事故防止・事故対策」やヒヤリハットなどを活用して予防と適切な対応に努めています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、「睡眠時チェック表」にて0歳児は5分、1、2歳児は10分ごとに確認するとともに、情報を保護者へ周知しています。職員は、感染症や食中毒、けがや事故を想定した訓練を行い、事故発生時の基本手順や協力応援要請の仕方を確認したり、役割分担を決めるなど適切に対応しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「食育年間計画」に基づき、年齢別に3期に分け、目標、食育活動内容、ねらい、保育とのかかわりを大切にすること、効果について設定し、献立内容に反映しています。献立は2週間サイクル制で、毎月給食会議を行い、子どもの喫食状況や味つけなどを評価し、次の献立に反映しています。入園時、「食材摂取確認表」で未摂取の食材について確認し、献立表や除去食、行事食などの献立表を作成し、保護者に配付して安全・安心の食材や旬の野菜を取り入れた、バランスの良い内容になっています。「食育活動実施案」にて、食材を育てる、収穫する、触れる、調理する、を保育計画に盛りこんでいます。年齢に応じて、プランターで野菜などを栽培し、地域の畑を借りて芋ほりを体験するなど、自然の恵みに感謝し食育活動にも力を入れています。食物アレルギーのある子どもへの対応は、「食物アレルギー」マニュアルを整備し、園長、栄養士、担任など複数で確認をして誤食防止に努めています。「配膳確認表」やかかわる職員のエプロンの色や専用トレイ・食器にしたり、テーブルを別にするなど、適切に実施しています。だしや食材の産地に配慮し、手作りで添加物の無い給食やおやつを提供に意欲的に取り組み、年間食育計画のテーマ、「食材に触れ、体験を通じて『食』への関心を高め、食を楽しむ心を育もう」の実現につなげています。今回の第三者評価利用者調査でも感謝の声が多数寄せられ、満足度の高い評価を得ています。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園内は採光を取り入れ明るく、広々とした保育室で、子どもたちは快適に過ごしています。施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努め、特に、室内は木製家具を中心に整備され、あたたかさや清潔感があり、加湿器などを設置し、快適な温度と湿度が保たれています。安全衛生チェックリストをもとに、週に1回、設備の点検を行っています。「衛生管理」のマニュアルを整備して、保育士による手洗い指導を行い、職員や子どもの手洗い場には、絵や写真などを掲示して習慣づけに努めています。また、掃除チェック表を作成し、衛生面に注意を払い定期的に実施しています。特に換気扇や窓ふきなどは子どもの少ない土曜日に実施し、衛生面からトイレにはペーパータオルを設置し、幼児トイレにはドア付きの個室、スリッパ台を設置するなど清潔に保たれています。園長は、会議などで施設の衛生と安全環境について適切な指導を行い、子どもたちが保育園で快適に過ごせる環境を整えています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園では、避難訓練や不審者侵入対策などを警察や消防署と連携して、「事故防止・事故対応」や「危機管理(防災・防犯・不審者など)」のマニュアルを整備し、定期的に行っています。各マニュアルは園内研修で確認し、さらに、ヒヤリハットや事故報告書をもとに、報告や注意喚起を行い、全職員で事故発生原因などを把握し予防対策を行っています。また、「年齢別事故防止チェックリスト」を作成し、毎月職員会議で検討し確認しています。「安全衛生チェックリスト」をもとに、施設内外の危険箇所の発見や、週1回設備の点検を実施して、事故発生原因を分析し事故防止対策を図っています。不審者対応訓練は、年1回マニュアルに基づき、計画的に実施し、外部から不審者侵入対策として、玄関と門のオートロック、インターホンカメラの設置など、安全対策や事故発生時及び事故防止対策は適切に行われています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>危機管理マニュアルに基づき、役割分担を行い、毎年マニュアルの確認を会議などで行っていきます。避難訓練年間計画をもとに毎月訓練を実施し、職員、子どもの意識を高めるため、地震・火災・水害・不審者・総合訓練など実施しています。法人の危機管理対策により、震度4以上の地震が起こった場合は職員の安全確認を行い、職員の時差退社計画表の作成を行い確認しています。1年に2回の消防機器の点検を行い、備蓄品も敷地内に防災倉庫を設置、水害時にも対応できるように毎年確認を行い、市と連携し適切に行われています。防災計画を整備して、月1回避難訓練を行い、年に2回の総合避難訓練は消防署と連携して実施しています。また、年に1回一斉メールを使い、保護者と引き渡し訓練を行い、災害時の対応を保護者・職員ともに考え、マチコミ配信での非常時対応を実施しています。有事の際の避難場所は保護者に周知し、緊急時の送迎については、委任状を提出してもらい実施しています。安否情報の確認訓練を行い、災害用伝言ダイヤルで保育園の状況をお知らせする体制を作り、保護者の安心感につなげています。事業継続計画(BCP)を作成し職員で共有、確認、見直しを行い、安全管理のリストを毎月確認しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は、地域の方とのより良い交流を図り、保育園に対して理解や関心を向けてもらえるように努めています。保護者から相談があった際は、要望に合った情報や関係機関の紹介を行っています。子育て支援事業や地域交流に関しては、市の情報提供やイベントの際、アンケートの実施や意見、要望を聞く機会を設け、地域ニーズを把握しています。現在はコロナ禍で中止していますが、地域の施設を活用し消防署の見学や図書館で本を借りたり、小学校との連携、敬老の日には、3～5歳児の子どもを祖父母を園に招待し、いっしょに製作をするなどして楽しみ、参加者から好評を得ています。また、地域の子育て支援として、毎年、園で行うお芋ほりやミュージカル公演、人形劇などに地域の子育て家庭を招待し、保育園の子どもたちといっしょに楽しんでいます。</p>		